静岡県立大学国際関係学部「生きていくための法学」講義　2018 年度第 1 回

知っておきたい
ワークルールの基礎知識

バイトを辞めますと言ったのに、「来月末まで待って」と言われたとしたら、続けないといけないのでしょうか？Ａ社に「御社が第一志望」と言って、内々定をもらった後で、Ｂ社からも内々定をもらったとき、Ａ 社の内々定をお断りしたいけれども、問題ないでしょうか？就職して 1 年目、残業代が支払われていない気がするけれど、新入社員はしかたがないのでしょうか？

生きていくなかで、労働に関わる時間は膨大です。いつも気持ちよく働ければいいけれども、納得のいかない事態に陥ることもあります。そういうとき労働法の知識があれば、道が開けるかもしれません。労働法は、働く私たちの武器です。

本講義では、私たちが働くために不可欠な、基礎的な労働法の知識とその考え方を、労働法を御専門とする、**静岡大学人文社会科学部の本庄淳志先生**に解説していただきます。

日時　2018 年 6 月 15 日（金）4 時間目　14 時 40～16 時 10 分

場所　3316 講義室（国際関係学部棟 3 階）

対象　静岡県立大学学部生、院生、教職員、一般の方

どなたでも参加可能です。参加に際し、事前の御連絡は不要です。

大変貴重な機会ですので、お気軽に御参加ください。

授業単位での参加を希望なさる場合は、会場の都合上、事前にメールで坂巻まで御一報くださいますようお願い申し上げます。

＊講演者プロフィール

本庄　淳志 （ほんじょう・あつし） 氏

静岡大学人文社会科学部・准教授。神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。

お問い合わせ：静岡県立大学国際関係学部　石川義道・坂巻静佳

本講義は平成 30 年度静岡県立大学国際関係学部教員特別研究推進費の助成を受けたものです。